

令和元年度給与改定（第4回）団体交渉

① 日 時 令和元年11月21日（木）22時13分～22時27分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

5 ③ 出席者

（当局）鈴木副区長会会長（目黒）、田中副区長会副会長（港）、
佐藤副区長会副会長（荒川）、寺田副区長（新宿）、内田副区長（北）、
柳澤副区長（渋谷）、宇賀神副区長（杉並）、笥副区長（葛飾）、
志賀副管理者、鈴木人事企画部長、伊藤調査課長、小林勤労課長、
10 小池人事企画部副参事（労務・制度改革担当）

（組合）吉川委員長、中條副委員長、安田副委員長、小宮山書記長、
高木企画調査担当部長、西寫賃金対策担当部長、東矢組織担当部長、
牧野教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

15 〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

先月21日の人事委員会勧告以降、私どもは、その取扱いについて、総合的かつ慎重に検討を重ねてまいりましたが、本日、最終判断をいたしましたので、申し上げます。

20 まず、昨年を振り返ると、月例給を9,671円引き下げることとする人事委員会勧告でありましたが、行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の^{ひず}歪み^みがその主な要因であること、勧告どおりに給与改定を実施する場合には、行政系人事・給与制度改正の円滑な実施に重大な支障が生じる懸念があること、そして、特別区の給与水準が国家公務員の給与水準とおおむね均衡した状況にあることや、多くの地方公共団体において給与水準の引上げが見込まれることなどを踏まえ、総合的に判断した結果、本来は勧告を尊重することが基本である中、異例の判断として、勧告を踏まえた給与改定は実施しないことといたしました。

その後、私どもは、適正な職員構成の達成に向け、万策を尽くしてきたほか、本年2月には、人事委員会に対し、職員構成等の一過性の^{ひず}歪み^みを十分に斟酌した公民比較方法の検討を要請しましたが、本年の勧告は、月例給を2,235円引き下げる内容となりました。

この算定に当たり、人事委員会は、昨年の給与改定を実施しないこととした主な

要因である職員構成等の一過性の歪^{ひず}みを要因とする較差について、異例となる特例措置を実施しました。

5 しかしながら、昨年につき、マイナス勧告となったことは、遺憾ではありますが、給与勧告は、基本的には尊重すべきものであり、何より、2年連続で勧告を踏まえた給与改定を実施しないことは避けなければなりません。

また、2,235円の較差額の要因の大半は、昨年の制度改正に伴う給料表切替えによる給料月額の上昇にあります。

10 そのほか、特別区の置かれた厳しい諸状況、国や他団体、民間の動向を総合的に勘案して、区民の理解と納得が得られるよう、区政全般の観点から慎重に検討した結果、来年1月1日から、勧告給料表のとおり、改定することといたします。

また、特別給について、勧告どおり、勤勉手当の年間支給月数を0.15月引き上げ、2.05月といたします。なお、今年度については、12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げることといたします。

15 来年度以降の勤勉手当の支給月数については、「勤勉手当に係る支給月数の改正について（案）」のとおりです。

なお、人事委員会は、本年の報告及び意見の中で、本年の公民較差算出における特例措置について言及した上で、「任命権者においては、引き続き管理監督職の適正な確保等、制度改正の目的の実現に向け、必要な措置を講じられたい」と言及しております。

20 また、本年の国・他団体における給与勧告において、月例給が引上げ又は据置きとなる中、特別区のみ、行政系人事・給与制度改正の影響により、大幅な引下げとなっております。

25 これらの状況について、給与決定の原則である均衡の原則やこの間の皆さんの主張を踏まえて慎重に検討した結果、制度改正の目的の実現に向け、任命権者の裁量による措置として、第一に、給料表の改定による所要の調整は実施しないこととし、第二に、来年1月から3月までの間における定年退職者等に関する退職手当について、給与改定に伴う影響を考慮して、「今年度の定年退職者等に係る退職手当の激変緩和措置について（案）」のとおり、実施することといたします。

次に、業務職給料表について申し上げます。

30 業務職給料表については、依然として高い水準にあるとの認識の下、勧告給料表どおり給与改定を実施することや、これまでの交渉結果を踏まえ、改定に関し、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、業務職給料表について、「業務職給料

表の改定について（案）」のとおり、来年1月1日から、行政職給料表（一）の改定に準じた引下げ改定をすることといたします。

なお、この場合においても、任命権者の裁量による措置を同様に実施するものがあります。

5 次に、現給保障者の給料の月額の改定について申し上げます。

現給保障者の給料の月額については、今回の給与改定における行政職給料表（一）の改定率により、引下げ改定を行うことといたします。

10 以上の項目に関し、改正が必要となる条例議案については、直ちに各区議会に提案できるよう準備をいたします。また、今回の改定に伴う特別給の増額分については、各区議会における議決の後、できる限り速やかに支給できるよう手続を進めてまいります。

次に、行政系人事制度について申し上げます。

私どもが、平成29年の大綱合意を踏まえ、適正な職員構成の実現に向けて万策を尽くす考えであることは、これまでも皆さんに申し上げてきたとおりです。

15 しかしながら、私どもも、各区における昇任選考等の制度運用に差が生じていることについては認識しているところであり、この課題については、必要に応じて、各区において協議が行われるものと考えております。

20 また、今般、昇任選考や職員構成比の適正化について、皆さんから検証の場を設けることについて言及がありました。昇任選考等の実施については、各区における計画等により運用されているところではありますが、慎重に検討した結果、行政系人事制度改正の趣旨を踏まえた各区の対応状況を労使で検証し、課題の共有化を図ることを目的に、専門委員会交渉において意見交換を行うことといたします。

なお、具体的な実施時期など運営方法等については、別途協議させていただきます。

25 次に、技能・業務系人事制度について申し上げます。

皆さんからは、この間、再三にわたり、技能主任職の任用資格基準の緩和について要求をいただいております。

30 私どもも、各区における運用実態について現状を分析し、必要性について慎重に検証してまいりました。その結果、技能・業務系職員の一層の人材活用や若年層職員の士気高揚を図る観点から、技能主任職の任用資格基準及び昇任選考基準について改正することとします。

技能主任職の任用資格については、1級職における在職年数を現行の「16年」

から4年引き下げ「12年」とし、技能主任職昇任選考の受験資格については、「1級職に12年以上在職し、年齢が58歳未満の者」とします。

なお、制度の円滑な移行を図るため、所要の経過措置を設けることといたします。詳細は「技能・業務系人事制度の改正について（案）」のとおりです。

5 併せて、担当技能長の設置についても、この間、皆さんとの意見交換を重ねてまいりました。私どもも、各区における運用実態に差があることは認識しており、現時点では、全ての区の設置には至っていない状況であることから、技能長職の拡大の途上にあるものと考えております。

10 平成29年度の給与改定交渉において、私どもは、豊富な知識・経験を要する業務を処理する必要がある職場を幅広く例示し、担当技能長を設置することとしましたが、このことについては、各区での協議が更に進められ、技能長職の拡大が図られるものと考えております。

次に、技能・業務系職員の勤勉手当の成績率における勤務成績判定区分の改正について申し上げます。

15 職務・職責に応じた勤務成績をきめ細かに反映するため、現在、「統括技能長、技能長、担当技能長、技能主任」で一括りとなっている勤務成績判定区分について、「統括技能長、技能長、担当技能長」と「技能主任」の区分に分けることといたします。

20 なお、この改正は、新区分による勤務成績の判定期間が始まる令和2年1月1日から実施し、令和3年6月支給分の勤勉手当から適用することといたします。

詳細は「技能・業務系職員の勤勉手当の成績率における勤務成績判定区分の改正について（案）」のとおりです。

次に、特別区における児童相談所の開設に関連して申し上げます。

25 皆さんとは、一時保護所の業務に関する給与処遇について、精力的に協議を重ねてまいりましたが、各区交渉により特殊勤務手当の取扱いを決定する私どもの考えと、給料の調整額の措置を基本に、その代替策としても、全ての区で統一的に、東京都と同水準の特殊勤務手当の措置を求める皆さんの考えとの溝は埋まらず、今給与改定交渉での課題解決には至りませんでした。

30 しかしながら、特別区における児童相談所の設置は、間近に迫っており、この課題は、速やかに解決しなければなりません。したがって、早期に課題の解決を図るため、給与改定交渉の終了後も、引き続き、皆さんと協議をしてまいりたいと考えております。

なお、この際ですので、本年の「児童相談所等での経験を求める経験者採用試験・選考」の実施状況について申し上げます。

5 この試験・選考については、本年、初めての実施となりましたが、「児童福祉」と「児童心理」の区分において、採用予定者数に対し、申込者数が大きく下回りました。今後もこの状況が続けば、これから順次迎える各区における児童相談所の設置に重大な支障を来しかねない状況であります。

私どもといたしましては、児童相談所の人材確保策について、引き続き、危機感をもって検討を進めてまいりたいと考えております。そして、検討結果が取りまとめられたときには、速やかに、皆さんと協議を進めてまいりたいと考えております。

10 次に、雇用と年金の接続について申し上げます。

公務員の定年延長については、現時点においても、政府の検討が継続されており、法案を国会に提出する時期は、見通せないところであります。

15 繰り返しになりますが、私どもといたしましては、引き続き、政府の検討の状況について注視し、適時に皆さんと情報を共有するとともに、特別区に与える影響についても、慎重に分析してまいりたいと考えております。

その他の給与改定諸項目については、別紙のとおりといたします。

最後に申し上げます。

20 今給与改定交渉においては、給与改定に関連した一連の課題を中心に、皆さんと精力的に協議を重ねてまいりました。ただいま申し上げた私どもの最終判断は、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、自主的な課題解決を図る観点から、熟慮に熟慮を重ねた上で至った結論になりますので、是非ともご理解をいただきたく存じます。

私からは以上です。

〈特区連〉

25 ただいま、踏み込んだ考え方と回答が示されましたので、機関に持ち帰り判断することといたします。